

PRESS RELEASE

味の素株式会社 グローバルコミュニケーション部
〒104-8315 東京都中央区京橋1-15-1

2022年5月31日

グルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関する 日本特許権侵害訴訟 シージェイジャパン社による和解金支払いにより終結

味の素株式会社(社長：藤江 太郎 本社:東京都中央区)は、グルタミン酸ナトリウム製品を輸入・販売する韓国のCJ CheilJedang社(シージェイ チエイルジェダン社 CEO : チョイ ウンスク 本社 : 韓国ソウル特別市、以下CJJ社)の関連企業であるシージェイジャパン株式会社(社長 : イム キョンイル 本社 : 東京都港区、以下CJJ社)を被告とする特許権侵害訴訟を東京地方裁判所に提起しており、2020年9月24日に当社勝訴の判決が出されました。CJJ社はこの判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴していましたが、このたび当社がCJJ社から和解金を受領することを含む和解条件の合意に至り、本訴訟が終結しました。当社特許権は引き続き有効に存続します。

なお、2016年8月にドイツのデュッセルドルフ地方裁判所において当社が提起し、CJJ社およびその関連企業が一審判決を不服として控訴している、グルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関するドイツ特許権侵害訴訟については、今回の和解の対象には含まれておりません。

味の素グループは、100年以上にわたるアミノ酸研究で培った知見と技術を活かし、健康課題解決にさらに貢献できるよう、研究を継続していきます。特許権はじめ知的財産権の侵害はこのような研究の努力を阻害するものと考えており、引き続きその権利を守るため正当な法的保護を求めていく考えです。

参考

2020年11月17日付プレスリリース

味の素㈱によるグルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関する特許権侵害訴訟

東京地方裁判所で勝訴判決

<https://news.ajinomoto.co.jp/2020/11/20201117.html>

2016年8月2日付プレスリリース

味の素㈱、ドイツおよび日本でグルタミン酸ナトリウム製品の製造方法に関する特許権侵害訴訟を提起

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/presscenter/press/detail/2016_08_02.html

味の素グループは、“アミノ酸のはたらき”で食習慣や高齢化に伴う課題を解決し、人々のウェルネスを共創する、食と健康の課題解決企業を目指しています。

私たちは、“Eat Well, Live Well.”をコーポレートメッセージに、アミノ酸が持つ可能性を科学的に追求し、事業を通じて地域や社会とともに新しい価値を創出することで、さらなる成長を実現してまいります。

味の素グループの2021年度の売上高は1兆1,493億円。世界36の国・地域を拠点に置き、商品を販売している国・地域は130以上にのぼります(2022年現在)。詳しくは、www.ajinomoto.co.jpをご覧ください。

本件に関する報道関係者からのお問い合わせ先：[Pr_media](#)